

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年10月5日（平成29年（行情）諮問第391号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第61号）

事件名：特定課が使用しているICD-10コード及び診断名が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課が使用しているICD-10コード及び診断名がわかる文書」及び「医学診断する場合のICD-10 F81が学習障害の記載がある文書（特定課分）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月30日付け29受文科人第184号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、以下に掲げる文書についてなされたものである。

○特定課が使用しているICD-10コード及び診断名がわかる文書

○医学診断する場合のICD-10 F81が学習障害の記載がある文書（特定課分）

本請求に係る文書は、保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定をしたところ、審査請求人から以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を管理している。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、特定課では、上述のとおり行政文

書が存在しない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において、当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

＜本開示請求経緯＞

平成29年8月2日	開示請求受付
同月30日	不開示決定
同年9月11日	審査請求受付

3 原処分に当たっての考え方

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年5月8日 審議
- ④ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成しておらず、保有していないため、不開示決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア ICD-10コードとは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関が作成した分類の10回目の改訂版を指すものと解される。

イ 特定課の所掌事務は、職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関することであり、ICD-10コードを使用した文書を業務において使用する必要はないため、文書は保有していない。

ウ 念のため、行政文書ファイル管理簿において、当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、特定課において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司